

社会福祉法人可愛福社会 役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人可愛福社会(以下「本法人」という)の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する必要な事項を規定する。

(役員区分)

第 2 条 役員とは本法人定款第一五条に定める役員とする。

(報酬)

第 3 条 報酬は次により支給される。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 研修会・講習会への出席
- (5) 監事が監査を行うとき
- (6) 旅費については本法人旅費規程に準ずる
- (7) 前各号のほか、理事長が必要と認めるもの

第 4 条 第3条に定める役員の報酬は次表のとおりとする。

| 内容 | 役員 | 理事 | 監事 | 評議員 | 評議員選任・ 解任委員 |
|-------------------------|----|--------|---------|--------|----------------|
| (1) 理事会出席 | | 5,157円 | 5,157円 | | |
| (2) 評議員会への出席 | | | 5,157円 | 5,157円 | |
| (3) 評議員選任・解任 委員会への出席 | | | | | 5,157円 |
| (4) 研修会・講習会へ の出席 | | 5,157円 | 5,157円 | 5,157円 | 5,157円 |
| (5) 監事監査 | | | 10,315円 | | |
| (7) 理事長が必要と 認めるもの | | 5,157円 | 5,157円 | 5,157円 | 5,157円 |

※理事・監事の報酬総額は単年度 320,000円以内とする

(附則)

この規程は、平成13年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月26日から改訂し施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から改訂し施行する。

この規定は、令和3年6月22日から改定し施行する。